

事務連絡
令和8年4月8日

各 都道府県 放課後児童健全育成事業 担当部（局） 御中
市区町村

こども家庭庁成育局成育環境課

令和8年度における放課後児童健全育成事業の運営費における
一時的な登録児童数区分の弾力化について（周知）

日頃より、こども・子育て支援の推進に御尽力いただき御礼申し上げます。

これまで放課後児童クラブにおいては、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令63号。以下「設備運営基準」という。）に基づき、一の支援の単位を構成する児童の数の適正規模をおおむね40人以下としていることを踏まえ、46人を超えた場合には補助基準額の減額を行ってきましたが、待機児童が多く発生している状況を鑑み、一定の要件を設けた上で、下記のとおり補助基準額を維持できるものとしますので、ご了知の上、待機児童解消に向けた取組を進めていただくよう、お願いいたします。

記

令和8年度において、年間開所日数250日以上の放課後児童健全育成事業所であって、構成する児童の数が46～49人の支援の単位であり、かつ以下の要件（1）～（6）を全て満たす場合には、構成する児童の数が36～45人の支援の単位の補助基準額を用いることができるものとする。

なお、当該運用は1事業所における1支援の単位において、1回に限り行うことができるものとする。

- (1) 当該市町村において、令和8年4月1日時点において、待機児童が生じていること。
- (2) 令和9年度に、当該支援の単位について、適正規模（36～45人）に戻す計画（見込み）があること。
- (3) 場所や人材の確保が困難であることにより、支援の単位の分割が困難であること。
- (4) 設備運営基準を参酌した市町村の基準条例に照らして、児童1人当たりの専用区画面積に十分な余裕があること。
- (5) 基準条例に定められた人員配置に加え、放課後児童支援員又は補助員を1名追加配置すること。
- (6) 当該支援の単位を構成する児童の数は50人未満とすること。

以上

こども家庭庁 成育局 成育環境課 健全育成係 Tel : 03-6861-0303 e-mail : seiikukankyou.kenzen@cfa.go.jp
--